

J R 東海労働組合関西地「申」第12号
2 0 1 8 年 1 0 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「大阪北部地震による軌道不良」に関する申し入れ

8月22日に開催した「大阪北部地震」に関する組合と関西支社の業務委員会の中で、新大阪～京都間にて軌道変状が発生したことが明らかになった。

「大阪北部地震」当日、芥川橋梁500.9キロ付近の緊急徐行（速度70km/h徐行）を実施していた。

会社は、業務委員会の中で、芥川橋梁500.9キロ付近の軌道変状について問題はないとの回答であったが、大阪北部地震以降も台風等の影響により同キロ程において緊急徐行を行っている。

今回の500.9キロ付近の軌道変状について、この間工事を施工しているにも関わらず、同箇所での緊急徐行が行われたことに対して、会社の安全対策に問題があると考え、よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 6月18日以降、芥川橋梁500.9キロ付近の異常動揺申告の回数を明らかにすること。
2. 芥川橋梁500.9キロ付近の申告箇所の正確なキロ程を明らかにすること。
3. 異常動揺申告の揺れは上下動・左右動のいずれなのか、明らかにすること。
4. 異常動揺の原因を把握できたのか明らかにすること。
5. 申告後の徐行運転を解除する為に実施した軌道整備作業を詳細に明らかにすること。
6. 作業を実施しながら何故異常動揺申告が繰り返されたのか、明らかにすること。
7. 本年3月28日より高槻市の占有許可により実施している、「新幹線構造物大規模改修工事」の内容を具体的に明らかにすること。

8. 前回の業務委員会において会社は、対策工事は済んでいるため地震により問題は発生していないと回答しているが、工事は現在も施工中なのか明らかにすること。
9. 6月18日の地震以降、異常動揺申告が繰り返された箇所も、一つの工事施工区間に含まれている。地震対策工事と現在施工中の工事の違いを具体的に明らかにすること。
10. 「新幹線構造物大規模改修工事」であれば、施工は一高架橋において一律に施工されるべきと思うが、高槻市内の約9Km間で数か所の施工、施工箇所の高架橋に問題があるとの認識なのか見解を明らかにすること。

以上